

令和6年度

第2回 原爆被爆者 定期一般健康診断

問い合わせ  
保健医療課 ☎5921153

被爆者健康手帳をお持ちの方の健康管理を目的として、年2回定期健康診断を実施します。  
対象者には10月末に個別に通知しています。

定期健康診断

市内の委託医療機関での健診です。  
○個別健診  
第2回  
11月1日(金)～令和7年2月28日(金)  
申し込み  
希望する医療機関に直接申し込んでください。

個別健診の事項

- ①受診時は、被爆者健康手帳、または健康診断受診者証を提示してください。
- ②交通手当が支給される場合があります。該当地区の方には説明書と申請書を同封しています。

医療機関名	ところ	電話番号
村井内科クリニック	南栄1-6-15	52-8138
阿多田診療所	阿多田403-2	53-7061
山下ケアクリニック	新町1-2-7	54-0852
しまだファミリークリニック	油見3-12-7	53-3022
坪井クリニック	本町1-1-18	52-8337
シルククリニック	本町1-5-6	52-3313
本町医院	本町2-15-17	52-4427
大和橋医院	本町2-9-4	52-3059
佐川内科医院	玖波2-4-2	57-2233

希望による健康診断のほか「希望による健康診断」(検査項目は定期健康診断と同じ。市外の委託医療機関でも可能)を年2回受けることができます。また、「希望による健康診断」のうち、1回は「がん検診(胃・肺・大腸・乳・子宮・多発性骨髄腫)」に替えることができます。  
希望による健康診断を実施している医療機関は、県被爆者支援課へお問い合わせください。

希望による健康診断

使って便利な マイナ保険証

問い合わせ  
保健医療課 ☎5921141

12月2日から、現行の紙やカードの健康保険証の交付が終了し、マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに変わります。

なお、現行の健康保険証も有効期限までは使用できます。(現行の健康保険証の有効期限が不明な方は加入している健康保険の保険者に確認してください)

マイナ保険証とは

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものを「マイナ保険証」といいます。

お手持ちのマイナンバーカードを健康保険証(マイナ保険証)として利用するためには、利用登録が必要です。すでに利用登録をしている方は再度登録する必要はありません。

マイナ保険証を利用するには

まだ利用登録をしていない方は、マイナンバーカードと4桁の暗証番号

号を準備し、いずれかの方法で利用登録を行ってください。

- 医療機関、薬局の受付(カードリーダー)で行う
- 自分のスマートフォンで「マイナポータル」のアプリから行う
- セブン銀行ATMから行う
- 市役所本庁⑧番窓口で行う

マイナ保険証の便利ポイント

マイナ保険証は現行の健康保険証とは違い、医療機関などの受診の際にさまざまなメリットがあります。  
○異なる医療機関・薬局間での情報共有  
利用同意をすれば、初めての医療機関でも、過去の薬の情報や特定健診情報が医師と共有できるため、身体の状態に合わせた医療が受けられます。  
また、薬の飲み合わせなどを調整してもらうこともできます。災害時にも、薬の情報が共有されて安心です。  
○高額医療の限度額を超える支払いを免除  
利用同意をすれば、事前に限度額適用認定証などを申請しなくても、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。突然の入院などに安心です。

※非課税世帯で長期入院に該当する方は別途申請が必要な場合があります。

受診は無料 被爆二世健診

問い合わせ  
県被爆者支援課 ☎082-513-3116

被爆二世の方の健康管理に役立てていただくため、健康診断を実施します。

対象

- 両親のいずれかが原子爆弾被爆者であり、次のいずれかに該当する広島県内に居住する方
- 広島被爆：昭和21年6月1日以降に生まれた方
- 長崎被爆：昭和21年6月4日以降に生まれた方

実施期間

令和7年2月28日(金)まで  
※精密検査は令和7年3月10日(月)まで

健診場所

リーフレット『令和6年度被爆二世健診のお知らせ』に掲載の実施医療機関一覧のうち、希望する医療機関で受診できます。

マイナ保険証について



【厚生労働省ウェブサイト】

【マイナンバー総合フリーダイヤル】  
0120・95・0178

(音声案内⑤番を選択してください)  
電話受付時間

- 平日 9時30分～20時
- 土・日曜日、祝日 9時30分～17時30分

出張!

マイナンバーカードの健康保険証利用登録支援

現在、マイナンバーカードの健康保険証利用登録は、市役所本庁⑧番窓口で行うことができます。  
市役所に来られない方に、大竹支所・玖波支所で利用登録や利用登録の確認のお手伝いをします。

【玖波支所】

11月14日(木)14時～16時

【大竹支所】

11月21日(木)14時～16時

持参品

マイナンバーカードと4桁の暗証番号

申し込み

専用はがきに必要事項を記入し、令和7年1月31日(金)までに県被爆者支援課へ。専用はがきは、保健医療課や各支所などに設置しています。県ホームページから電子申請による申し込みもできます。

その他

○詳しくは、保健医療課、支所などに設置しているリーフレット『令和6年度被爆二世健診のお知らせ』をご覧ください。  
○希望者には被爆二世健康記録簿を渡します。問い合わせは保健医療課または県被爆者支援課へ。

12月2日から紙の健康保険証が発行されなくなります

- 後期高齢者医療被保険者証
- 国民健康保険被保険者証
- 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

問い合わせ  
保健医療課 ☎5921141

令和6年12月2日から、現行の紙の健康保険証は発行されなくなります。12月2日以降、次に該当する方には、紙の健康保険証の代わりに「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が交付されます。  
○新たに後期高齢者医療制度または

国民健康保険に加入した  
○国民健康保険加入者で70歳に到達した

○住所変更などで健康保険証の記載事項が変更となった

○健康保険証を紛失した など  
※医療機関に受診の際は、「資格確認書」または「マイナンバーカード」を提示してください。(表)

紙の健康保険証は有効期限まで、そのまま使えます

12月2日以降も、現在お持ちの紙の健康保険証は、有効期限まで使用できます。

※後期高齢者医療制度・国民健康保険以外の健康保険証をお持ちの方は、各保険者に確認してください。

利用登録の有無	交付されるもの	病院への受診
マイナンバーカードを健康保険証利用登録している	資格情報のお知らせ	マイナンバーカードを健康保険証として提示してください。 ※「資格情報のお知らせ」だけでは受診ができません。受診の際には必ずマイナンバーカードを提示してください。
マイナンバーカードを健康保険証利用登録していない	資格確認書	「資格確認書」を提示してください。

# 後期高齢者の歯科健康診査で オーラルフレイルの予防を

問い合わせ  
県後期高齢者医療広域連合歯科健診コールセンター  
☎050-1754-2885  
県後期高齢者医療広域連合 業務課  
☎082-502-3050

後期高齢者医療制度の被保険者  
※対象者には8月に受診券などを送付しています。  
健診費用  
無料（一部の検査や治療費などは有料）  
受診できる歯科医療機関  
受診券に同封している医療機関一覧をご覧ください。  
※オーラルフレイルとは：  
食べ物をかんだり、飲み込んだり、話したりするための口腔機能が衰えること。

## 在宅歯科診療センター スタッフ募集

在宅歯科診療センター ☎525285  
在宅寝たきり高齢者・障害者などの訪問歯科健診や口腔ケア事業を運営するための歯科衛生士・歯科助手、受け付け事務などのスタッフを募集します。  
申し込み  
月曜日から金曜日（祝日は除く）の9時30分から12時に、在宅歯科診療センター（立戸2-1-16）へ。  
留守番電話の場合は、電話番号と氏名を伝えてください。後ほどセンターから連絡します。

# 自宅で治療が受けられます 訪問歯科診療 口腔ケア

問い合わせ  
在宅歯科診療センター  
☎52-5285

「歯が悪いのに体が思うように動かず、歯医者に行くのが大変…」と、治療をあきらめていませんか。まずは相談してください。



## 11月14日は 世界糖尿病デー

問い合わせ  
保健医療課 ☎592153

糖尿病は、インスリンというホルモンの働きが十分でないために、血液中のブドウ糖（血糖）が増える病気です。糖尿病は初期の場合は自覚症状がないこともあります。血糖が高い状態が続くと全身の血管が傷ついたり詰まったりするため、血糖値が高いまま放置していると病気が進行し、神経、眼、腎臓、動脈硬化などさまざまな合併症を引き起こします。  
特定健康診査は、糖尿病など生活習慣病の早期発見・早期治療につながります。ぜひ受診しましょう。

# 守りたい

## 未来があるから

# 火の用心

### 秋季全国火災予防運動 11月9日(土)～15日(金)

問い合わせ 消防本部・署 ☎540119



大竹ひまわりちゃん

令和6年度全国統一防火標語「守りたい 未来があるから 火の用心」を掲げ、全国で火災予防運動を展開します。期間中は次のような行事を行う予定です。

### 立ち入り検査

消防本部・署は、人の出入りの多い建物や各事業所などを中心に立ち入り検査を行います。

### 秋季出動訓練

とき 11月10日(日)  
消防団による市内全域出動訓練を行います。7時にサイレンを鳴らします。火災ではありません。

### 住宅用火災警報器の設置・維持状況の調査にご協力を

住宅用火災警報器（住警器）をご存じですか。天井などに設置され、煙などに反応し、火災発生時に警報音などで知らせてくれるものです。全ての住宅に住警器の設置が義務化され10年以上が経過しました。住警器の使用推奨期間は10年といわれており、これを過ぎると、部品や電池の劣化などにより、火災を感じなくなることがあり危険です。10年を目安に交換していただくことをおすすめします。

### 蜜蜂を飼育する方へ 蜜蜂飼育届をお忘れなく

問い合わせ  
県西部畜産事務所  
☎082142312441

蜜蜂を飼育する場合は、飼育群数の多少にかかわらず「蜜蜂飼育届」の提出が義務付けられています。毎年1月末までに県西部畜産事務所に提出をお願いします。ただし、園芸作物の花粉交配用に飼育する場合は届け出が不要の場合もあります。詳しくは、県西部畜産事務所へお問い合わせください。



昨年の「消防フェア」での「マモルンジャーショー」。今年はアンケートを行います。

11月10日(日)に「第28回コイ・こいフェスティバル」と同時開催の「消防フェア」で、市の住警器の普及促進を目的とした設置・維持の状況についてのアンケートを行う予定です。来場者の皆さん、ご協力をお願いします。

## 住宅用火災警報器等を 栗谷地区自治会連合会に贈呈

問い合わせ  
消防本部・署 ☎54-0119



8月29日に栗谷地区自治会連合会へ住宅用火災警報器などを贈呈しました。  
この事業は、一般社団法人全国消防機器協会が「住警器等配付モデル事業」として、住民の住宅防火に対する意識の高揚と住宅用火災警報器等の普及促進を行うことを目的に実施するものです。  
全国20地区の1つとして栗谷地区自治会連合会（大栗林・小栗林・後原・谷尻・広原・谷和地区）が選ばれ、住宅用火災警報器100個、住宅用消火器25本、防災毛布25枚が無償配布されました。